

山梨県警察本部訓令第8号

山梨県少年警察の活動に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年5月16日

山梨県警察本部長 伊藤 隆 行

山梨県少年警察の活動に関する訓令

山梨県少年警察の活動に関する訓令（平成14年山梨県警察本部訓令第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

警察活動を行わせるため、少年補導職員を置くものとする。

2 略

第4条 略

(少年警察活動の基本等)

第5条 少年警察活動を行うに際しては、活動規則第3条の少年警察活動の基本を遵守し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

なお、改正法により、特定少年について保護事件等の特例が認められたが、少年法における少年の定義（20歳に満たない者）が改められたものではなく、活動規則においても少年とは20歳に満たない者をいうものとされている。

(1)・(2) 略

(3) 少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性（少年が非行から立ち直る可能性を意味する。以下同じ。）に富むこと等を理解すること。

(4)・(5) 略

(6) 児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議等の国際的な動向に十分配慮するものとし、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を強力に推進すること。

第6条 略

第2節 幹部の職務等

第7条 略

2 略

3 本部長及び署長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

第8条～第9条 略

(少年事件指導官)

第10条 略

2 少年事件指導官は、少年事件の捜査、少年の心理、少年審判の手続等に精通した警部以上の警察官の中から、本部長が指定する。

3 略

第11条 略

(早期発見)

第12条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるもの

警察活動を行わせるため、少年補導職員を置くものとする。

2 略

第4条 略

(少年警察活動の基本等)

第5条 少年警察活動を行うに際しては、活動規則第3条の少年警察活動の基本を遵守し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 少年が心身ともに成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性に富むこと等を理解すること。

(4)・(5) 略

(6) 児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議等の国際的な動向に十分配慮するものとし、国外における児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り及び児童の性的搾取事犯防止のための広報啓発を強力に推進すること。

第6条 略

第2節 幹部の職務

第7条 略

2 略

3 本部長及び署長は、少年警察活動がすべての警察部門にかかわる警察活動であることにかんがみ、すべての警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

第8条～第9条 略

(少年事件指導官)

第10条 略

2 少年事件指導官は、少年事件の捜査、少年の心理、少年審判の手続等に精通した警部以上の警察官の中から、警察本部長が指定する。

3 略

第11条 略

(早期発見)

第12条 非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するもの

第21条 略

(学校関係者等との協力)

第22条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

なお、特定少年に対して継続補導を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

第23条・第24条 略

(情報発信)

第25条 少年警察活動については、家庭、学校及び地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であることに鑑み、県民に少年の非行情勢又は犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関、民間ボランティア団体等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信するものとする。

2 情報発信を行う場合においては、いわゆる学校警察連絡協議会をはじめとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が関係機関等における少年の健全な育成に向けた各種活動に効果的に反映されるよう配慮するものとする。

第26条～第28条 略

(民間の自主的活動に対する配慮)

第29条 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動(少年警察ボランティアによる街頭補導活動、20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための業界団体キャンペーン、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認等の民間の自主的活動をいう。)に関し、積極的に支援し、協力するものとする。ただし、その支援及び協力が押し付けとなるなど相手方の意に反して行うものであってはならない。

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

第30条 本部長又は署長は、犯罪少年に係る事件の捜査又は触法少年に係る事件の調査(以下「触法調査」という。)若しくはぐ犯少年に係る事件の調査(以下「ぐ犯調査」という。)を少年警察部門に属する警察官に行わせるものとする。ただし、事件の内容及び当該警察本部又は警察署の実情に鑑み、適切な捜査又は調査の実施のため必要と認められるときは、この限りでない。

2 略

第31条～第33条 略

(関係機関との連携)

第33条の2 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭

第21条 略

(学校関係者等との協力)

第22条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合において、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

第23条・第24条 略

(情報発信)

第25条 少年警察活動については、家庭、学校及び地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であることにかんがみ、県民に少年の非行情勢又は犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関、民間ボランティア団体等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信するものとする。

2 情報発信を行う場合においては、いわゆる学校警察連絡協議会を始めとする関係機関と開催する協議会の場を活用して具体的な意見交換を行い、又は学校等の関係機関において開催する講習会等に積極的に協力し、警察における取組み状況を説明するなど、少年警察活動に関する専門的な知識、技能、情報等が関係機関等における少年の健全な育成に向けた各種活動に効果的に反映されるよう配慮するものとする。

第26条～第28条 略

(民間の自主的活動に対する配慮)

第29条 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動(少年警察ボランティアによる街頭補導活動、未成年の飲酒及び喫煙を防止するための業界団体キャンペーン、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認等の民間の自主的活動をいう。)に関し、積極的に支援し、協力するものとする。ただし、その支援及び協力が押し付けとなるなど相手方の意に反して行うものであってはならない。

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

第30条 警察本部長又は警察署長は、犯罪少年に係る事件の捜査又は触法少年に係る事件の調査(以下「触法調査」という。)若しくはぐ犯少年に係る事件の調査(以下「ぐ犯調査」という。)を少年警察部門に属する警察官に行わせるものとする。ただし、事件の内容及び当該警察本部又は警察署の実情に鑑み、適切な捜査又は調査の実施のため必要と認められるときは、この限りでない。

2 略

第31条～第33条 略

(関係機関との連携)

第33条の2 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭

裁判所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 触法調査又はぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第34条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 先入観に捕らわれたり、又は推測にわたったりすることなく、正確な資料を収集すること。

(4) 略

(発表上の留意事項)

第35条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関等に発表してはならない。また、当該少年の写真を提供してはならない。

3 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとする。発表する場合には、前項の規定を準用する。

4 特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの(略式命令の請求がされたものを除く。)については、当該事件広報において推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮した対応に努めなければならない。

第36条・第37条 略

(措置選別及び処遇意見の決定)

第38条 非行少年については、関係機関への送致又は通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常送致又は簡易送致(犯罪捜査規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。)のいずれによるべきか、送致又は通告の措置を執る場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年に係る事件について関係機関への送致(簡易送致を除く。)又は通告の措置を執る場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

(1) 略

(2) 非行の原因及び動機

(3)・(4) 略

4 略

(送致又は通告に関する留意事項)

第39条 非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとと

裁判所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第34条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。

(4) 略

(発表上の留意事項)

第35条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないものとする。また、当該少年の写真を提供してはならない。

3 触法少年事件については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断するものとする。発表する場合には、前項の規定を準用する。

第36条・第37条 略

(措置選別及び処遇意見)

第38条 非行少年については、関係機関への送致又は通告の措置をとるべきか、犯罪少年事件の送致を通常送致又は簡易送致(犯罪捜査規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。)のいずれによるべきか、送致又は通告の措置をとる場合においてはいずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年に係る事件について関係機関への送致(簡易送致を除く。)又は通告の措置をとる場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次の各号に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

(1) 略

(2) 非行の動機及び原因

(3)・(4) 略

4 略

(送致又は通告に関する留意事項)

第39条 非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとと

もに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるよう、送致等先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

第39条の2 略

(呼出し上の留意事項)

第39条の3 捜査のため、少年の被疑者(以下この条(第4項を除く。)、次条(第3項を除く。))第40条、第41条及び第44条において「少年」という。)、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(第5号様式)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、要件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者の取調べを行うときも同様である。ただし、連絡することにより保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不相当であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること

4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

5 捜査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(取調べ上の留意事項)

第39条の4 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。特定少年の被疑者の取調べを行うときも同様である。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不相当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年の取調べを行う場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 略

(2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べが長時間にわたらないようにすること。

(3)・(4) 略

(5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、犯行等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解すること

もに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置がとられるよう連絡するものとする。

第39条の2 略

(呼出し上の留意事項)

第39条の3 捜査のため、少年の被疑者(以下この条(第4項を除く。))、次条(第3項を除く。))第40条、第41条及び第44条において「少年」という。)、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状(第5号様式)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、要件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不相当であると認められるときは、この限りでない。

3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

(1)～(4) 略

(5) 呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること

4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

5 捜査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(取調べ上の留意事項)

第39条の4 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが不相当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年の取調べを行う場合においては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 略

(2) 取調べの時刻は、できる限り、少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べの時間が長くなりすぎないようにすること。

(3)・(4) 略

(5) 取調べに当たっては、少年の話のよい聞き手となり、虚言、犯行等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解すること

に努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。

(6) 略

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置等の制限)

第40条 略

2 逮捕、留置その他の強制的措置を決定し、又はこれらの強制的措置を執行する場合においては、おおむね次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 略

(2) 留置する場合は、少年法第49条第1項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第49条第1項及び第3項の規定に基づく分離の適用がされないことに留意すること。

(3) 留置した場合は、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) 略

(指紋の採取等)

第41条 少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合において、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について特に配慮するものとする。特定少年の被疑者についても同様である。

2 略

(親告罪等に関する措置)

第42条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。特定少年の被疑者についても同様である。この場合において、みだりに被害者等呼び出すなど被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。

2・3 略

第43条 略

(余罪の捜査)

第44条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するよう配慮するものとする。また、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならない。

第45条 略

(触法調査の基本)

第45条の2 略

に努め、少年の内省を促し、その立ち直りに資するよう努めること。

(6) 略

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置等の制限)

第40条 略

2 逮捕、留置その他の強制的措置を決定し、又はこれらの強制的措置を執行する場合においては、おおむね次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 略

(2) 留置する場合は、少年法第49条第1項の規定に基づき、成人と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。_____

(3) 留置した場合は、_____原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) 略

(指紋の採取等)

第41条 少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合において、本人の承諾を得たときに限り行うものとし、あわせて当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について特に配慮するものとする。_____

2 略

(親告罪等に関する措置)

第42条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置をとるものとする。_____この場合において、みだりに被害者等呼び出すなど被害者等の心情に反する措置をとることを避けるものとする。

2・3 略

第43条 略

(余罪の捜査)

第44条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するよう配慮するものとする。また、余罪の捜査は、迅速_____的確に行わなければならない。

第45条 略

(触法調査の基本)

第45条の2 略

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

第45条の3 略

(調査主任官)

第45条の4 所属長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長から特に命ぜられた事項

2・3 略

第45条の5 略

(呼出し上の留意事項)

第45条の6 略

2 略

3 少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年に無用な緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること

4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

5 触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

第45条の7～第46条の3 略

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第47条 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

2・3 略

4 被疑者の年齢が判明しなかったため既にその事件について逮捕、捜索、差押等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事案であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

第48条 略

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

第45条の3 略

(調査主任官)

第45条の4 所属長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

(1)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長又は警察署長から特に命ぜられた事項

2・3 略

第45条の5 略

(呼出し上の留意事項)

第45条の6 略

2 略

3 少年を呼び出す場合においては、次の各号に掲げる事項に留意し、少年に無用な緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。

(1)～(5) 略

(6) 呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること

4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

5 触法調査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

第45条の7～第46条の3 略

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第47条 逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

2・3 略

4 被疑者の年齢が判明しないため、既にその事件について逮捕、捜索、差押等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事案であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

第48条 略

(児童相談所への通告)

第48条の2 触法調査の過程において、当該少年が要保護児童で_____あると認められた場合は、児童通告書(第12号様式)により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該様式の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく児童通告通知書(第13号様式)を作成し、送付するものとする。

2 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、児童通告書によるほか、調査概要結果通知書(第14号様式)により当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(一時保護)

第49条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

(審判に必要な物件等の措置)

第50条 少年が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、当該少年から任意提出を受け、領置するものとする。この場合において、少年から任意提出書(第15号様式)を徴し、押収品目録交付書(第16号様式)を交付の上、領置調書(第17号様式)を作成するなどしてそのてん末を明らかにするものとする。

2 略

3 前2項に規定する物件が家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合において、被害者その他の権利者が判明している場合は、当該権利者に返還し、仮還付請書(第18号様式)又は還付請書(第19号様式)を徴するものとする。

4 略

第51条～第52条 略

(ぐ犯調査の基本)

第52条の2 略

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解を持って当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

第52条の3・第52条の4 略

(呼出し・質問上の留意事項)

第52条の5 略

2・3 略

4 少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努めるとと

(児童相談所への通告)

第48条の2 触法調査の過程において、当該少年が要保護児童であり、直ちに児童相談所に通告する必要があると認められた場合は、児童通告書(第12号様式)により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成するいとまがない場合は、電話又は口頭により当該様式の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく児童通告書を作成し、送付するものとする。

2 触法調査の結果、当該事件を児童相談所に通告する場合は、児童通告書によるほか、調査概要結果通知書(第13号様式)により当該調査の概要及び結果を通知するものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第49条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

(1)・(2) 略

(3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。 _____

(審判に必要な物件等の措置)

第50条 少年が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、当該少年から任意提出を受け、領置するものとする。この場合において、少年から任意提出書(第14号様式)を徴し、押収品目録交付書(第15号様式)を交付の上、領置調書(第16号様式)を作成するなどしてそのてん末を明らかにするものとする。

2 略

3 前2項に規定する物件が家庭裁判所の審判に必要でないことが明らかになった場合において、被害者その他の権利者が判明している場合は、当該権利者に返還し、仮還付請書(第17号様式)又は還付請書(第18号様式)を徴するものとする。

4 略

第51条～第52条 略

(ぐ犯調査の基本)

第52条の2 略

2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解を持って当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

第52条の3・第52条の4 略

(呼出し・質問上の留意事項)

第52条の5 略

2・3 略

4 少年を呼び出すに当たっては、保護者の納得を得て行うよう努めるとと

もに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

5 略

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第52条の6 略

2 略

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者等

の立会いについて配慮するものとする。

4 略

(ぐ犯少年の送致又は通告)

第53条 ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童通告書により通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付するものとする。

ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年事件を関係機関に送致し、又は通告する場合については、活動規則第33条の定めるところにより行うものとする。

第54条 略

(一時保護)

第55条 略

(審判に必要な物件等の措置)

第55条の2 少年が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、同意を得た上で、一時これを預かること。この場合において、預り書(第20号様式)を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてん末を明らかにするものとする。

2 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書(第21号様式)とともにその物件の提出を求めること。この場合において、提出者には、任意差出書の写しを交付する等してそのてん末を明らかにするものとする。

3 略

第56条・第57条 略

(少年補導票の作成及び報告)

第58条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年補導票(第22号様式)を作成し、所属長に報告するものとする。

2・3 略

第59条・第60条 略

(被害少年に対する支援)

もに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

5 略

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第52条の6 略

2 略

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

4 略

(ぐ犯少年の送致又は通告)

第53条 ぐ犯少年の関係機関への送致又は通告は、活動規則第33条の定めるところにより行うものとする。

第54条 略

(少年の一時保護に係る留意事項)

第55条 略

(審判に必要な物件等の措置)

第55条の2 少年が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、同意を得た上で、一時これを預かること。この場合において、預り書(第19号様式)を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてん末を明らかにするものとする。

2 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書(第20号様式)とともにその物件の提出を求めること。この場合において、提出者には、任意差出書の写しを交付する等してそのてん末を明らかにするものとする。

3 略

第56条・第57条 略

(少年補導票の作成及び報告)

第58条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年補導票(第21号様式)を作成し、所属長に報告するものとする。

2・3 略

第59条・第60条 略

(被害少年に対する支援)

第61条 略

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

3 被害少年等からの相談事項は被害少年相談受理簿（第23号様式）により聴取するものとする。
（被害少年に対する継続的な支援）

第62条 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。

なお、特定少年である被害少年に対して継続的な支援を実施する場合には、本人の同意を得るものとする。

2・3 略

（発表上の留意事項）

第63条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第64条 略

（福祉犯の取締り）

第65条 福祉犯事件を認知した場合においては、時機を失することなく、捜査を行うものとする。本部長又は署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官による捜査・調査と密接な関係がある場合等においては、必要に応じて、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

第66条 略

第3節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

（要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童の通告等）

第67条 18歳未満の要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童（以下「要保護少年等」という。）について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

3 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

4 通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

（一時保護）

第68条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要

第61条 略

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者対策部門との連携に留意するものとする。

3 被害少年等からの相談事項は被害少年相談受理簿（第22号様式）により聴取するものとする。
（被害少年に対する継続的な支援）

第62条 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。

2・3 略

（発表上の留意事項）

第63条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第64条 略

（福祉犯の取締り）

第65条 福祉犯事件を認知した場合においては、時機を失することなく、捜査を行うものとする。本部長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官が捜査し、又は調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じて、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

第66条 略

第3節 要保護少年及び児童虐待に係る活動

（要保護少年の通告等）

第67条 要保護少年を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。ただし、急を要し、当該書面を作成するいとまがないと認められる場合は、電話又は口頭により当該書面の記載事項を連絡することをもって通告し、事後遅滞なく当該書面を作成し、送付するものとする。

2 前項の通告を必要としない要保護少年 については、保護者等に注意、助言をするなど少年の保護のため必要な措置をとるものとする。

（要保護少年の一時保護）

第68条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要

保護少年等を一時保護する場合においては、第49条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動)

第69条 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童の精神的被害の回復のためカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

3 児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

(少年事件処理簿)

第70条 少年警察部門に、少年事件処理簿(第24号様式)を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件処理の経過を記載するものとする。この場合において、特に第8条第1号から第5号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2～5 略

(少年事案処理簿)

第70条の2 少年警察部門に少年事案処理簿(第25号様式)を備え、児童相談所への通告が必要と認められる個々の要保護少年等ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第8条第6号及び第7号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 略

(継続補導簿)

第70条の3 少年警察部門に継続補導簿(第26号様式)を備え、第2章第4節に定める継続補導を行った場合においては、その経過を明らかにしておくものとする。この場合においては、個々の少年ごとに継続補導票(第27号様式)を作成するものとする。

(呼出簿)

第70条の4 少年警察部門に、呼出簿(第28号様式)を備え、第45条の6及び第52条の5の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(少年カード)

第71条 送致(簡易送致を含む。)又は通告の措置をとった非行少年(交通法令違反に係る非行少年及び交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条の罪に係る非行少年を除く。)その他特に必要があると認める少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード(第29号様式)を作成するものとし、居住地警察署において当該少年が死亡したとき、又は成人に達したときまで保管するものとする。

2・3 略

附 則 略

保護少年を一時的保護する場合においては、第49条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待に対する保護活動等)

第69条 児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであることから、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

2 児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童の精神的被害の回復のためカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

3 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第10条に基づく援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置をとるものとする。

(少年事件処理簿)

第70条 少年警察部門に、少年事件処理簿(第23号様式)を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件処理の経過を記載するものとする。この場合において、特に第8条第1号から第5号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2～5 略

(少年事案処理簿)

第70条の2 少年警察部門に少年事案処理簿(第24号様式)を備え、児童相談所への通告が必要と認められる個々の要保護少年ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合において、特に第8条第6号及び第7号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 略

(継続補導簿)

第70条の3 少年警察部門に継続補導簿(第25号様式)を備え、第2章第4節に定める継続補導を行った場合においては、その経過を明らかにしておくものとする。この場合においては、個々の少年ごとに継続補導票(第26号様式)を作成するものとする。

(呼出簿)

第70条の4 少年警察部門に、呼出簿(第27号様式)を備え、第45条の6及び第52条の5の定めるところにより、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(少年カード)

第71条 送致(簡易送致を含む。)又は通告の措置をとった非行少年(交通法令違反に係る非行少年及び交通事故に係る刑法第208条の2又は第211条の罪に係る非行少年を除く。)その他特に必要があると認める少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カード(第28号様式)を作成するものとし、居住地警察署において当該少年が死亡したとき、又は成人に達したときまで保管するものとする。

2・3 略

附 則 略